

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和5年2月21日（火曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時11分 散会

付託事件

(1) 令和3年陳情第6号, 令和4年陳情第5号

(2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 令和3年陳情第6号 コロナ禍による米価下落の対策を求める陳情

② 令和4年陳情第5号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し, すべての農家経営への支援策強化を求める陳情

(2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

① 水戸市中小企業・小規模企業振興に関することについて (商工課)

(3) その他

2 出席委員 (6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君

3 欠席委員 (なし)

4 委員外議員出席者 (なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部参事	川崎幹男君
産業経済部参事兼観光課長	小林一仁君	商工課長	楢崎芳明君
農政課長	後藤俊之君	農業環境整備課長	三村隆君
農産振興課長	永盛光郎君	公設地方卸売市場長	宮田正一君
消防局長	大内康弘君	消防次長	勝村俊則君
消防局参事	箕輪重美君	北消防署長	石田宏一君

南消防署長	猿田純夫君	消防総務課長	大信成人君
火災予防課長	河原井豊君	消防救助課長	高畠和巳君
救急課長	栗原政人君		
農業委員会 事務局 長	横山英雄君	農業委員会 事務局 次長	吉川正浩君

6 事務局職員出席者

書記	大内しおり君	書記	堀江良君
----	--------	----	------

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

初めに、令和3年陳情第6号 コロナ禍による米価下落の対策を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

〔「継続でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ほかにいいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ただいまの令和3年陳情第6号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、令和3年陳情第6号についての審査を終了いたします。

次に、令和4年陳情第5号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しを中止し、すべての農家経営への支援策強化を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら発言願います。

〔「ありません」、「継続で」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ただいまの令和4年陳情第5号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、令和4年陳情第5号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにした陳情につきましては、当委員会より議長に対しまして閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項1件につきましては、第1回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、水戸市中小企業・小規模企業振興に関することについて、執行部より説明願います。

楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 それでは、水戸市中小企業・小規模企業振興に関することにつきまして、商工課提出の資料により御説明いたします。

まず、1の制定の理由につきましては、本市におきましては昭和52年に水戸市中小企業振興条例を制定しているところでございますが、既に40年以上が経過をしており、その間、人口減少、高齢化等の社会構造の変化に加え、経済のグローバル化や技術革新の進展に伴う産業構造の変化など、中小企業を取り巻く環

境は大きく変化しております。さらには、新型コロナウイルス感染症の流行や原油・原材料価格の高騰等多くの市内中小企業が様々な困難に直面しているところでございます。また、国における中小企業基本法の大幅な改正や小規模企業振興基本法の制定などによって、地方自治体の役割も変遷しているところでございます。

このような動向を踏まえまして、市や関係団体をはじめ、中小企業振興に関わるものが緊密に連携し、中小企業、小規模企業の多様な活力ある成長と発展が図られるよう、中小企業、小規模企業の振興に係る基本理念等、必要な事項を定める新たな条例を制定するものでございます。

続きまして、2の制定の主な内容でございますが、本条例は理念条例として中小企業、小規模企業の振興に関し、基本理念、市の責務や中小企業者、市民等の役割、市が展開していく施策の基本方針などを定めるものとなってございまして、概要につきましては、裏面の2ページから記載しております条文より御説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料2ページのほうを御覧願います。

第1条につきましては目的を、第2条につきましては用語の定義を規定してございます。第3条につきましては、基本理念といたしまして、中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を尊重すること、中小企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られる環境を整備していくこと、中小企業者、市、国、県や中小企業団体、市民などが連携し、一体となって行っていくことを規定しております。

次に、3ページにまいりまして、第4条は市の責務といたしまして、中小企業の振興に関する施策の推進、工事の発注等における受注機会の確保等を規定しております。第5条につきましては、中小企業者の役割として、自主的な経営の革新や経営基盤の強化、労働環境の整備、地域社会への貢献、地球環境の保全などへの取組に努めることを規定しております。第6条につきましては、地域経済や雇用の面で大きな影響力を有する大企業者の役割として、中小企業との連携や取引の適正化、市の施策等への協力に努めることを規定しております。第7条につきましては、中小企業関係団体の役割として、経営基盤強化等の取組や創業への支援、第8条は中小企業への資金供給を担う金融機関等の役割として、中小企業者の経営の安定及び改善への協力等に努めることを規定しております。

続きまして、4ページにまいりまして、第9条につきましては、教育機関の役割として、中小企業者と連携して行う職場体験活動等を通じ、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力等を育てる教育の推進などに努めることを規定してございます。第10条につきましては、市民の役割として、中小企業者の振興が本市の経済の発展及び市民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、サービスの利用等、中小企業者の持続的な発展への協力に努めることを規定しているものでございます。第11条につきましては、市の施策の基本方針でございまして、経営基盤の強化をはじめとし、人材の確保、育成や創業及び事業承継、地球環境保全への取組の支援など大きく10の項目について規定してございます。

続きまして、第12条は計画の策定、5ページにまいりまして、第13条は財政上の措置を規定してございます。また、今回の中小企業振興に係る条例上の見直しに伴いまして、付則にて、現行の水戸市中小企業振興条例及び小規模企業事業資金貸付条例の廃止を規定してございます。

恐れ入りますが、資料1ページにお戻り願いたいと存じます。

下段、3の施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。

なお、資料の6ページ以降には参照条文を添付してございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○飯田委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

次に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

大信消防総務課長。

○大信消防総務課長 それでは、建設中の南消防署の現況等を御報告させていただきます。

現在、建設中の南消防署におきましては、現在98日間の工期延長をいただいているところでございます。工程は順調に進められており、完成まであと僅かとなっております。

今後のスケジュールでございますが、先週の月曜日から工事を進める中、消防設備等の検査が行われ、続いて建築指導課による完了検査など、各検査が3月上旬まで実施される予定でございます。その後、災害出動に欠かすことのできない指令システムの移設準備に取りかかり、3月15日の水曜日の午後より新たな防災拠点としての運用を開始する予定でございます。

供用開始に向けての広報は、市ホームページ、「広報みと」をはじめ、周辺町内会への周知を図り、また消防署に隣接する住民、関係者には丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

供用開始後の3月27日、月曜日には完成記念式典を予定してございますので、後ほど各皆様へ御案内をお持ちいたしますので、御臨席を賜りますようお願いいたします。

南消防署の現況とスケジュール等については以上でございます。

○飯田委員長 内容について、何か御質問等がございましたら発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、次にその他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして本日の産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時11分 散会